第四十八条の表ばれいしよを原料として製造される国内産いもでん粉（以下「ばれいしよでん粉」という。）の項第四号中「めん類（即席めん類に限る。）」を「菓子類、麺類、水産練製品、冷凍調理食品、食肉製品又は調味料」に改め、同表かんしよを原料として製造される国内産いもでん粉（以下「かんしよでん粉」という。）の項第五号中「めん類、水産練製品」を「麺類、水産練製品、冷凍調理食品、食肉製品」に改め、同項第七号中「単式蒸留しようちゅう」を「単式蒸留焼酎」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○経済産業省令第二十七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第四項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月一日

経済産業大臣　海江田万里

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第四項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部を改正する省令

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第四項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二号中「同表」を「別表第一」に改め、同条に次の一項を加える。

2　加工事業者が加工施設を設置した工場等（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を取り扱うものを除く。）において用いた資材その他の物のうち金属くずに含まれる放射性物質の放射能濃度についての法第六十一条の二第一項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　評価に用いる放射性物質（別表第二の第一欄に掲げる放射性物質に限る。次号において同じ。）の種類が一種類である場合にあっては、評価単位における当該放射性物質の平均放射能濃度の値が同表の第二欄に掲げる当該放射性物質に応じた放射能濃度の値を超えないこと。

二　評価に用いる放射性物質の種類が二種類以上である場合にあっては、評価単位におけるそれぞれの放射性物質の平均放射能濃度の値を別表第二の第二欄に掲げるそれぞれの放射性物質に応じた放射能濃度の値で除して得られるそれぞれの割合の和が一を超えないこと。

第六条第五号中「が異物の混入又は放射性物質によって汚染されないよう」を「について、次に掲げる事項を防止するための」に改め、同号に次のように加える。

イ　異物の混入

ロ　放射性物質による汚染

ハ　確認への支障を及ぼす経年変化

別表中「別表（第2条関係）」を「別表第一（第2条関係）」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第2条関係）

放射能濃度

第一欄	第二欄
放射性物質の種類	放射能濃度（Bq／g）
^{233}U	0.1
^{234}U	1
^{235}U	1
^{236}U	10
^{238}U	1

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年六月一日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第二十号を次のように改める。

二十　ナティクシス日本証券株式会社

第一条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げ、第三十五号を削り、第三十六号を第三十四号とし、第三十七号から第七十九号までを二号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第二百八号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第四項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定市町村以外の市町村のうち東日本大震災の影響のため公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村を次のように指定する。

平成二十三年六月一日

総務大臣　片山　善博

岩手県

釜石市

宮城県

大郷町　加美町

福島県

大熊町

○政治資金適正化委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年六月一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三九二七	二三、五、一三	上村　京勲
三九二八	二三、五、一三	寺坂　成
三九二九	二三、五、一三	三浦　陽平
三九三〇	二三、五、一三	師岡　誠一
三九三一	二三、五、一三	髙本　和典
三九三二	二三、五、一三	堤　喜久雄
三九三三	二三、五、一三	窪田　哲也

○金融庁告示第二百七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表の株式会社日ピス福島製造所の項中「鋳造」を「鋳造、機械加工」に改め、同表に次のように加える。

川元建設株式会社	北海道函館市美原四丁目五番十号	鉄筋施工
株式会社一条工務店	東京都江東区木場五丁目十番十号	建築大工
株式会社光和建設	長野県佐久市中込二千五百九十八番地	型枠施工

○法務省告示第二百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

第二号ロの表の木下製網株式会社の項中「愛知県幡豆郡幡豆町大字西幡豆字播摩門内一番地」を「愛知県西尾市西幡豆町播摩門内一番地」に改める。

○法務省告示第二百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

法務大臣　江田　五月